

行橋市広域消費生活センター

消費生活センターニュース

令和3年12月号

不用品買取りのはずが貴金属を買取られた！

訪問買取りに関する相談です。

不用な食器や靴があれば買取ると電話で勧誘され、家に来てもらった。食器と着物を見せたら、**使わない貴金属はないか**と聞かれたので見せた。

すると食器と着物は一式での売値提示をされ、貴金属は個別に値が付きその場で引渡しと現金買取りとなった。

やはり貴金属だけでも返してほしいと思い、クーリング・オフ期間内に**返品希望をしたが不可**といわれた。といった内容です。

消費者が事前に承諾をしていない物品の売却勧誘は禁止されています。

訪問買取りでは、クーリング・オフに関する記載をした**書面を必ず受取り**、消費者の権利としてクーリング・オフ期間内は**物品引渡しの拒絶が出来ます**。

また購入業者は拒絶できる旨を告知する義務があります。おかしいと感じたらすぐに消費生活センターにご相談ください。



行橋市広域消費生活センター

JR行橋駅 西口前(行橋市西宮市2-1-39)

☎0930-23-0999 月～金 9:00～17:00

※ご来訪の際は、マスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。